

消防団加入促進 P R 業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、消防団加入促進 P R 業務委託に係る公募型プロポーザルの実施に関し、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務の名称

消防団加入促進 P R 業務

(2) 業務の内容

別添 1 「消防団加入促進 P R 業務」仕様書のとおり

(3) 業務の期間

契約締結の日から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

3 予算

見積り限度額 5, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 日程

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) プロポーザル実施の公告日 | 令和 7 年 8 月 2 5 日(月) |
| (2) 説明会の実施 | 令和 7 年 8 月 2 9 日(金) |
| (3) 参加申込書の提出期限 | 令和 7 年 9 月 2 日(火)まで |
| (4) 参加資格審査結果通知 | 令和 7 年 9 月 5 日(金)発送 |
| (5) 質問の受付期間 | 令和 7 年 9 月 1 2 日(金)まで |
| (6) 提案書提出期限 | 令和 7 年 9 月 1 9 日(金)まで |
| (7) プレゼンテーション | 令和 7 年 9 月 2 6 日(金) |
| (8) 選考結果通知 | 令和 7 年 1 0 月上旬に発送 |

5 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約締結の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 市税、国税（法人税、消費税及び地方消費税相当額）を滞納していないこと。
- (5) 「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿」に登録があること。ただし、登録がない場合は、参加申込書の提出時に、市税滞納が無い旨の証明書の写し（本市に対して納税義務がない場合は除く）を提出すること。
- (6) 本業務を一括再委託しない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同上第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 履歴事項全部証明書（2年以内を取得したもの、写し可）
- ウ 会社概要（パンフレット等：様式任意）
- エ 過去の業務実績（様式第2号）
- オ 市税滞納が無い旨の証明書の写し
 - ※「5参加資格」（5）の「下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿」に登録がない場合

(2) 提出方法

電子メール（PDF形式）又は郵送（提出期限までに必着）

(3) 提出期限

令和7年9月2日(火)午後5時まで

※提出期限までに電話で到着を確認すること。

(4) 提出先

「17 提出先・問い合わせ先」に同じ

(5) 参加資格審査結果の通知

ア 通知日：令和7年9月5日(金)

※ 参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、令和7年9月10日(水)午後5時までに電話で確認してください。

イ 通知方法

参加申込書を提出した事業者全員に対し、電子メール又は郵送により参加資格審査結果通知書(様式第3号)を通知します。なお、参加資格を有するとの通知を受けた者(以下「有資格者」という。)は、プロポーザルに係る企画提案書等を提出する資格を有するものとします。

ウ その他

参加資格審査結果については、市に対し、当該通知の日の翌日から起算して5日以内に書面(任意様式)で説明を求めることができます。

7 説明会

(1) 対象者 : 本プロポーザル競技の有資格者

(2) 実施日 : 令和7年8月29日(金)午後2時から

(3) 実施場所 : 下関市消防局 3階 講堂

(4) 参加方法 : 令和7年8月28日(木)午後5時までに下関市消防局警防課へ電子メールにより参加する意思を伝えること。

※期限までに電話で到着を確認すること。

8 質問の提出

(1) 提出書類：質問書（様式第4号）

(2) 提出期限

ア 参加申込に関する事項：令和7年8月29日（金）

イ 企画提案書作成等に関する事項：令和7年9月12日（金）

※ 提出期限までに電話で到着を確認すること。

(3) 提出方法：電子メール又は郵送

(4) 提出先：「17 提出先・問い合わせ先」に同じ」

9 質問に対する回答

質問書を提出した者それぞれに対し、令和7年9月16日（火）までに電子メール又は郵送により回答します。ただし、プロポーザルの実施に当たって市が必要と認めるときは、6に定める参加申込書等を提出した者（以下「参加申込者」という。）全てに対し、質問の内容を含めて回答する場合があります。なお、競争性の確保に影響する恐れがある内容（参加者数、参加者名等）については回答しません。

10 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書等の提出について（様式第5号）

イ 提案書（任意様式） 正本1部、副本10部

ウ 業務実施体制について（様式第6号）

エ 価格提案書（参考見積書） 1部（様式第7号）

(2) 提出期限

令和7年9月19日（金）午後5時（必着）

※提出期限までに電話で到着を確認すること。

※提出期限までに提案書等が提出されなかった場合、本案件の参加資格は失効となります。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明でき

る方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

(4) 提案書の作成方法

別紙仕様書のとおり

(5) 提出先

「17 提出先・問い合わせ先」に同じ

11 プレゼンテーションの実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

(1) 実施日

令和7年9月26日(金) ※詳細な時間は別途通知

(2) 実施場所

「17 提出先・問い合わせ先」に同じ

※詳細な場所は別途通知

(3) 実施方法

ア 出席者は担当者を含めて3名以内

イ プレゼンテーションの順番は、市が企画提案書を受理した順番とします。

ウ 実施時間は、1者あたり約30分以内(説明約20分、質疑・応答約5分、準備・撤去約5分)

エ プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル等は市が準備しますので、使用する場合は事前に連絡してください。その他の必要品は提案者で用意してください。

オ プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

12 評価及び選定

(1) 市が設置するプロポーザル審査委員会において、評価基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、企画提案内容及び業務遂行能力について総合的な判断を行い、公平・公正かつ客観的に評価します。

- (2) 各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。
- (3) 総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には、審査委員会の多数決により選考するものとします。

13 選定結果の通知について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式第8号）により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

- (1) 所管課及び業務名
- (2) 企画提案者数
- (3) 候補者の名称及び総合点

14 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- (2) 業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- (3) 業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

15 情報公開

市は、提出された参加申込書、質問書、企画提案書、プレゼンテ

ーションに使用する他の資料等（以下「提出書類」という。）について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本業務に係る契約を締結する前に、公平・公正かつ客観的な候補者の選定に影響を与えるおそれのある情報については、当該契約を締結した後に公開するものとします。

16 その他

（1）提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正又は差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ プロポーザルの実施以外の目的では使用しません。

エ 提出書類の著作権は、これを作成した者に帰属するものとします。ただし、プロポーザルの実施に当たって市が必要と認めるときは、企画提案書の全部又は一部を無償で複製できるものとします。また、本業務に係る契約を締結した後で、本業務の実施に当たって市が必要と認めるときは、当該契約の相手方となった者（本業務の再委託先を含む。）が作成した企画提案書の全部又は一部を無償で複製し、口述し、又は頒布することができるものとします。

（2）プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。また、やむを得ない理由によりプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

（3）参加申込書を提出した後でプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（4）次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。

ア 参加資格の要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ 本要領に示す提出期限、提出方法、提出先等作成上又は提出上の条件に適合しない提出書類を提出した場合

エ 選定結果に影響を与えるおそれのある不誠実な行為を行った場合

オ 正当な理由なくプレゼンテーション開始時刻までにプレゼンテーションの会場に来なかった場合

カ 価格提案書（参考見積書）（様式第7号）の金額が、見積限度額を超過した場合

(5) 参加申込者は、プロポーザルを実施した後に不知又は内容の不明を理由に異議を申し立てることはできないものとします。

(6) プロポーザルの手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

17 提出・問い合わせ先

下関市消防局警防課 担当：沖野、坂本、内田

〒750-0014 下関市岬之町17番1号

電話：083-233-9112 ファクシミリ：083-235-3415

電子メール sbdanjim@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

18 施行期間

本要領は、令和7年8月25日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。